

2008年度(秋学期入学)・2009年度(春学期入学)

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題(5月募集)
[素養重視方式]

小論文

受験上の注意事項

- 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
- 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
- 問題は12ページまであります。
- 試験時間は90分です。

試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。

- 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
- 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、P H S等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料〔第166回国会 衆議院 財務金融委員会 第18号(平成19年6月6日(水曜日))会議録(部分)〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) 資料中の法律案に対するF参考人の意見を簡潔にまとめなさい。
- (2) 資料中の法律案に対するS参考人の意見を簡潔にまとめなさい。
- (3) 非違事例ないし会計不祥事に対しては何が原因であったとして述べられていますか。
- (4) 会計監査人に対する関係で監査役はどのような監査をすることが必要であると述べられていますか。
- (5) 公認会計士の監査報酬のあり方としてどのようなものが述べられていますか。
- (6) F参考人とS参考人に共通する見解を示しなさい。

資料〔第166回国会 衆議院 財務金融委員会 第18号（平成19年6月6日（水曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○I 委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公認会計士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本公認会計士協会会長F君、社団法人日本監査役協会会長S君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○I 委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○I 委員長 これより質疑に入ります。

ただいま参考人として、日本公認会計士協会会長F君、社団法人日本監査役協会会長S君、以上二名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願ひいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まずF参考人、お願ひいたします。

○F参考人 公認会計士協会のFでございます。

本日は、公認会計士法改正案の国会審議の場において所信を表明する機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

まず、上場会社の監査の職責を担っていた公認会計士に有罪判決が下されたという、公認会計士監査の信頼性が大きく問われる会計不祥事が一昨年から相次いで起こりましたことに対しまして、遺憾の意を述べさせていただきます。貯蓄から投資への政府の金融政策のもとで、個人金融資産が資本市場へシフトする兆しが見えていた中でこのような事件

が発覚したことはまことに残念であります。

私どもは、社会の厳しい批判を厳粛に受けとめ、まず、自分の業務はみずからが改善し、それを協会が指導し監督するという自主規制の強化によって、公認会計士監査の信頼性確保に精力的に取り組む決意であります。

改正法につきまして所信を表明する前に、昨今の一連の会計不祥事を踏まえ、協会が取り組んでいる自主規制強化策について御説明させていただきます。

まず第一に、協会は、監査事務所の品質管理体制の向上を図るために、監査事務所の業務運営体制を監督指導する品質管理レビュー体制を大幅に強化するとともに、レビュー基準等を整備してまいりました。

第二に、監査人の独立性確保の観点から、国際水準の倫理規則の整備を行いました。特に、監査人のローテーションを強化し、上場会社を百社以上監査する監査法人の監査責任者には、米国並みに五年・五年のローテーションを実施しております。

第三に、協会は会員に年間四十単位の専門研修受講を義務づけておりますが、監査を担当する会員に対して、当該継続的専門研修の中で、職業倫理四単位、監査の品質管理四単位の科目受講を強制しております。

さらに、本年四月から、上場会社監査事務所登録制度を導入しております。

当該制度は、上場会社を監査する事務所に対して、協会に設けた上場会社監査事務所部会に登録を義務づけ、登録した事務所に対する協会の品質管理レビューを強化しまして、監査の品質管理体制の充実を図り、上場会社の財務報告の信頼性を確保する制度であります。

登録制度の特徴は、品質管理レビューの結果、監査の品質管理体制に重要な欠陥が発見された場合には、当該指摘事項を登録名簿において一般に開示するとともに、当該指摘事項に対して適切な改善措置を講じない監査事務所に対しましては登録から取り消すという制裁的措置を採用している点であります。その意味では、上場会社を監査している会員にとって相当厳しい自主規制施策であります。

協会は、このように、公認会計士監査の信頼性の向上を図るために最大限の努力をしておりますので、協会の自主規制による取り組みに御理解と御支援をお願い申し上げます。

次に、今回の公認会計士法の改正案につきまして所信を申し上げます。

改正案には、協会が長年にわたり要望してまいりました事項も織り込まれておりますが、全体としては厳しいものであると受けとめております。しかし、協会として、改正案を厳守し、かつ自主規制の強化策を推進し、公認会計士監査の信頼性の向上に一層努力していく決意であります。

まず最初に、今回の改正案について、協会の二つの要請事項が受け入れられたことにつきまして感謝申し上げます。

その一つが有限責任制の導入であります。

会計不祥事が判明し、監査人に責任がある場合に、関与監査人が無限責任を負うことは

当然といたしましても、大規模監査法人に勤務する他の社員が連帯責任を負うという制度は、監査法人の一般社員に過重な負担を強いいるものであり、公認会計士が監査の世界から離反する大きな要因となっております。

有限責任制は欧米主要国では既に導入されている制度であり、協会は從来から強くお願ひ申してまいりました。当該制度の導入は、我が国の監査基盤の強化に相当貢献するものと考えております。

二つ目は、今回の改正案に刑事罰が織り込まれなかったことであります。

金融審議会におきまして刑事罰の導入が検討されましたが、協会は、刑事告発されただけで監査法人が崩壊すると、その導入に強く反対してまいりました。エンロン事件におけるアーサー・アンダーセン、今回のみすゞ監査法人の自主解散を見ましても、協会の懸念は現実化しております。

改正案では、協会の意見が理解されたものと受けとめております。

協会は、この改正法案を受け入れ、監査の信頼性の回復、向上に全力を挙げて取り組んでいく所存ですが、改正法案の運用につきまして、次の点に御配慮を要望したいと思います。

第一に行政罰の運用であります。

改正案では、刑事罰の導入にかわって行政罰の多様化が図られ、従来の行政罰、戒告、業務停止、登録抹消または解散命令に加え、課徴金と業務管理体制の改善命令が新たに追加されました。協会は、行政罰の多様化はやむを得ないものと考えておりますが、監査人が萎縮し、行政の顔色をうかがいながら監査業務を遂行するという監査環境にならないよう、課徴金を含む行政罰の適正な運用を強くお願ひ申し上げます。

課徴金の適用につきましては、量刑基準等を整備し、その運用の透明性と公正性を確保していただきたいと存じます。

また、業務改善の一環として、重大な責任を有すると認められる社員について、一定期間、その職務に従事することを全部または一部禁止することができるとされております。

当該業務禁止命令の運用につきましても、対象となる重要な社員及び禁止される職務の範囲等について、同様に明確な基準を開示し、適切かつ公正な運用をお願いしたいと思います。

第二に、改正案では、監査法人等に対する報告徴収、立入検査権限の公認会計士・監査審査会への委任が明記されております。

現行制度では、協会が品質管理レビューを実施し、その報告を受けた後に審査会が監査事務所の立入検査が実施できるというシステムになっております。その意味において、審査会への権限委任が政令で拡大することのないように要請したいと存じます。

協会は、現在、上場会社監査事務所登録制度を導入する等、自主規制により公認会計士監査の信頼性確保に精力的に取り組んでおります。財務情報の信頼性の確保は、第一義的には会計、監査のプロフェッショナルである会計士協会の自主規制が中心となって遂行し、

行政は自主規制の不足する面を補完するという間接規制が本来のあり方であると考えるからです。

最後に、金融審議会において今後の検討とされましたインセンティブのねじれの問題について御検討をお願いいたします。

現行会社法のもとでは、財務諸表の作成責任者である経営者が、会計監査人の選任議案提案権や監査報酬の決定権を有しております。これは、経営者からの監査人の独立性という観点から重要な問題であると考えております。

米国では、外部取締役で構成される監査委員会にこうした権限が付与され、監査人の独立性が確保されております。会社法の分野であると考えられますが、ぜひとも、監査役会の独立性及び専門性の強化を図るとともに、監査役会に会計監査人の選任議案提案権及び監査報酬の決定権を付与することを早急に御検討していただきたいと思います。

バブル経済崩壊後、企業のビジネスリスクが拡大し、これに対して監査リスクが高まつてまいりましたが、こうした監査をめぐる著しい環境変化に公認会計士が必ずしも適応できなかつたのではないかと深く反省しています。しかし、財務情報の信頼性確保は公認会計士の努力のみで達成できるものではありませんので、協会は、関係者に対しまして、米国の企業改革法のように総合的措置を投じていただきたいとお願いしてまいりました。

昨年六月に成立いたしました金融商品取引法により、内部統制報告書や経営者確認書が導入され、財務諸表の作成者である経営者の責任体制の強化が図られることになりました。また、ここ数年、複雑化してきた企業活動に対し、会計基準や監査基準も整備されてきております。

協会も、倫理規則の整備や品質管理体制の強化充実等の自主規制施策に取り組んでおります。その意味で、財務報告の信頼性を確保する総合的な基盤が整備されてきており、関係者の御努力と御理解に深く感謝しているところであります。

私の三年の会長任期は、本年七月まで残すところわずかになりました。この三年間、いろいろな事件が発覚し、社会の批判や期待に対応するための自主規制策強化に全力を挙げて取り組んでまいりました。

私どもは、改正案を厳粛に受けとめ、公認会計士監査の信頼性回復に全力を挙げて取り組んでおります。今後とも、引き続き、公認会計士業界に対する御支援、御鞭撻をお願いいたしまして、私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○I 委員長 ありがとうございました。

次に、S参考人、お願ひいたします。

○S参考人 ただいま御紹介いただきました日本監査役協会のSでございます。

本日、このような意見陳述の機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

ます。せっかくの機会でございますので、恐縮ですが、冒頭に、私ども日本監査役協会につきまして簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

私どもの日本監査役協会は、監査役に業務監査権が復活いたしました昭和四十九年の商法改正を機会に法務大臣から設立を許可された社団法人でございます。自來、三十数年にわたりまして、監査役監査制度、これには監査委員会の監査制度も含んでおりますが、その制度の調査研究を通じまして、監査品質の向上を図り、企業不祥事の防止に努め、もって企業の健全性確保に資するということを目的といたしまして活動してまいっております。

現在、登録会員数は五千七百社、七千七百人の監査人を擁する大世帯になっておりまして、きょう現在も会員数は増加を続けております。

さて、本題に入りますが、ただいまから申し上げます意見、並びに質疑にお答えする意見につきましては、日本監査役協会の統一した意見として取りまとめたものではございませんで、あくまで私個人の意見として申し述べるものであることを最初にお断りさせていただきたいと思います。

さて、監査役と公認会計士の関係につきまして簡単に御説明申し上げます。

会社法におきましては、大会社、御承知のように、資本金五億円以上または負債総額二百億円以上の会社でございますが、大会社につきましては会計監査人の選任が義務づけられております。また、大会社でない会社につきましても、会社の任意によりまして会計監査人を選任することは可能であります。ただし、両者の設置には、会社法上、要件が課されておりまして、会計監査人を設置した会社は必ず監査役を設置しなければならないということになっております。つまり、監査役を設置した会社でなければ会計監査人を設置することができないということでございます。

次に、監査役と会計監査人の監査の関係について具体的に申し上げます。

監査役は、会計監査人が行った監査の方法と監査の結果につきまして、その相当性を判断し、当該監査の結果を監査役の監査報告書に記載することが義務づけられております。会計監査人の監査結果を相当であると認めた場合には、会社が作成いたします貸借対照表と損益計算書は株主総会の報告事項とすることができますが、逆に、監査役が相当でないと判断しました場合には、貸借対照表と損益計算書は株主総会の決議事項としなければならなくなります。つまり、監査役の判断次第で計算書類の確定手続に大きな影響を与えることになります。

それでは、会計監査人の監査の方法と結果の相当をどういう点で判断するのかという問題でございますけれども、二点に集約されます。

一つは、会計監査人の独立性が確保されているかどうか監査することでありまして、もう一点は、職業的専門家として適切な職務を遂行しているかどうかを監査することあります。

つまり、監査役は、職業的専門家である会計監査人が適切な監査体制のもとで適切な監査を行っているかどうかに重点を置き、会計監査人の監査計画や監査実施結果等の報告を

受け、会計監査人に対する質疑応答などを通じまして、会計監査人の監査が相当であるかどうかについて総合的に判断を行っているところであります。

会社法では、会計監査人は、さらに会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項、これは会社計算規則百五十九条でございますけれども、この事項を通知する義務が課されておりまして、具体的には、監査法人において定めております独立性に関する事項、契約の受任、継続に関する事項など、会計監査人の側で確保している品質管理体制の状況を監査役に通知するという制度であります。

監査役としましては、当該通知の内容をよく確認した上で、会計監査人が適正に職務を遂行しているかどうかを判断することになります。

以上のような観点から今般の公認会計士法等の一部を改正する法律案を見てみると、全体としまして、企業財務情報の適正性を確保するために必要となります監査法人のガバナンス体制や品質管理体制の確保さらに監査人の独立性確保などに関する施策が十分に盛り込まれており、評価できるものと考えております。

中でも、特に監査役と関係のある事項に絞って若干コメントを追加いたしますと、まず、監査法人におきまして確保すべき業務管理体制につきましては、業務の執行の適正を確保するための措置及び業務の品質の管理に関する事項が法案に盛り込まれました。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、監査役としましては、既に会社法のもとで高い関心を払って実務に当たっているところでありますと、今後、監査法人における品質管理体制が一層整備されることを期待しているところであります。

二番目に、大規模監査法人における主任会計士のローテーションルールにつきましては、いわゆる五年・五年という内容になっておりますが、これにつきましては、企業と監査人のなれ合いや癒着を防止しつつ監査業務の継続性の確保を図ったもので、適切な措置であると考えます。

三つ目に、公認会計士または監査法人に対する行政処分の多様化につきましては、昨年、中央青山監査法人に対する業務の一部停止処分によりまして、当該処分と直接関係しない被監査会社におきましてもその対応に追われる事態となるなど、大変な影響をこうむることになりました。今回の改正によりまして、個別の非違事例に応じた適切な行政処分を問うことが可能となったことは、会計監査人の選任に関しまして一定の権限行使が課されている監査役としまして、評価できるものと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の意見陳述を終わらせていただきます。

○ I 委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○ I 委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。M君。

○M委員 おはようございます。自由民主党のMでございます。

きょうは、日本公認会計士協会のF会長さん、そして日本監査役協会のS会長さん、お二人にお越しをいただきまして、本当にありがとうございました。大変貴重な意見を拝聴いたしました。

今回、我々は公認会計士法の改正ということで取り組んでいるわけでございますが、F会長さんからありましたとおり、ここ数年におけるさまざまな監査をめぐる事件というのは、やはり、それに直接かかわる皆さんだけでなく、一般の国民の方も大変関心を持っていらっしゃる重要な事項だなと思っています。そういう意味で今回の法改正は大変大事なものだというふうに思っておりますので、忌憚のない意見をきょうは聞かせていただきたいというふうに思います。

先ほど会長が、貯蓄から投資へということで、国がそういう方向で、これから日本の金融資本市場の信頼性というのを確保しながら、一般の投資家が安心して投資ができるような環境を整えていくために何が大事かというと、やはり企業の透明性、ディスクロージャーという部分が大変大事だというのはもう御案内のことだと思います。

そのために、公認会計士あるいは監査法人の皆さんに行う監査というのは、このディスクロージャー、透明性を確保するためには欠くべからざる大変大事な機能を持っているというふうに私は理解しております。公認会計士協会さんとしても、例えば、監査の質の維持を図る、そういう観点から品質管理の状況を定期的にレビューするというようなことをずっとやっていらっしゃったということは私も聞いております。

そういう中で、例えば昨今のカネボウの事件あるいはライブドアの事件、そういうものが起きてしまったという、そこからの取り組みの前の部分で、そもそも何でこういう事件が起きちゃったんだろうということについて、忌憚のないところを会長さんの方からお聞かせいただければと思います。

○F参考人 Fでございます。

今回、いろいろな非違事例が多数発生して、会計監査人の役割が問われたということ、深く真剣に受けとめております。

非違事例がなぜこういうふうに大きくなつたかということにつきまして、協会でかなり前から品質管理レビュー制度を導入していたわけなんですけれども、それがきちんと機能しなかつたのではないか、こういうような問題があるわけでございます。

非違事例が発生した理由というのは、大きく、経済的な理由というのがまず背景にあると思います。

それは、アメリカでも、エンロン、ワールドコム、一連の会計不祥事が発生したその前提として、ITバブルという一九九〇年代の特に後半の経済ブームがありまして、それが

収束したということで一連の不祥事が発覚してきた、こういう問題があります。

日本も同じように、九〇年代の経済不振からやっと二〇〇〇年代になって回復を見出した。その中で、過去の清算ができない企業だと、あるいはベンチャービジネスを育てるというようなことから新しい新興企業が出てきた、ところが内部管理体制等が十分ではなかった、そういうようなところが一挙に噴き出たというふうに理解しております。

会計士協会としてこのような問題をどういうふうに受けとめるかということなのでございますけれども、会計士監査で問題点として私が認識していますのは、まず第一に独立性の問題があると思います。

企業の経営者に対する公認会計士の独立性、この辺のところに基本的な問題があったのではないかというふうに思っておりまして、我々の社会的使命というものはあくまでも第三者の立場で企業財務を監査するという立場でございますので、その辺の独立性ということをまず第一に認識してもらわないと、業務そのものの改善がスタートから混乱するということ、そういうことを考えまして、倫理規則の改定とか倫理教育の強化ということを行ってまいりました。

それと同時に、監査の業務の実施についてやはり問題があったのではないか。特に、監査の実施について、事務所における品質管理体制、そういうところにも問題があったのではないかというふうに思っております。そういう面で、こそこそは協会の自主規制を一層強化して、さらなる充実を図っていきたいというふうに思っています。

一方、企業の側も、やはり、監査法人、監査人に対する認識が、どちらかというと会計顧問あるいはお抱え会計士的な認識があって、企業の中のガバナンスの問題、あと企業の中の内部統制の問題、その辺のところの強化も図っていただけないと、会計士業界としては、我々だけで対応することは難しいというふうに思っています。

もう一つ、今回のいろいろな会計不祥事の特徴的なところは、収益認識基準、循環取引とか、会計基準の盲点をついたような取引が行われている。例えば投資事業組合、S P E、S P Cとか、そういうようなものを使って会計粉飾する。その辺のところの会計基準の整備が追いついていなかつたこともやはり問題だと認識しております。

以上でございます。

○M委員 ありがとうございます。

それで、これは会長さんの御感想で結構なんですけれども、たまたま一昨日、例のライブドア事件の公認会計士に対する懲戒処分というのが発表になっております。三人の方に対して、名前は申し上げませんが、登録の抹消あるいは業務停止九ヶ月、六ヶ月という形で行政処分が下されたわけですけれども、これに対して、率直な御感想がもしあれば聞かせていただきたいと思います。

○F参考人 ライブドアに関与した会計士について厳しい処分が金融庁から公表されたわ

けですけれども、私どもとしては、これを厳粛に受けとめて、このケースをほかのすべての会員にみずから業務の改善に使っていただきたい、経験として使っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○M委員 こういう事件がさまざまあって、制度的に法的な面で今回の公認会計士法の改正ということで、制度面での手当て、改正をやっていくということに加えまして、先ほど会長さんからるる御説明があったように、会員の綱紀の保持あるいは倫理的なものの向上等、あるいは自主規制の強化、さまざまなことをやっておられるわけでございますが、言葉ではやっていると言いながら、実際の具体的な取り組みとしてどういう進捗状況でというようなことのレビューというのも必要になってくると思うんですが、その辺について協会の方ではどのように取り組まれていらっしゃるのでしょうか。

○F参考人 この二、三年、大きな不祥事が続いておりまして、協会は、アクションを強めて、いろいろな早目のアクションをとろうということで、基本的には、倫理規則の改正を行ったということと、あと、事務所の品質管理レビューを、協会が今専属二十人のフルタイムの職員でやっているわけですけれども、その中身をかなり濃いものにしたということで、品質管理レビューの内容が今かなり改善していると思います。その結果、いろいろな問題が出てくるということもあると思います。

それと、私どもは、協会の透明性を高めることも大事だということで、協会の役員に当たる理事会に外部委員を入れる、あるいは外部監査を受ける、そういうことで協会の透明性を高めようというようなこともやっております。

ことしの四月から、上場会社を監査している監査事務所については、もっと一段と高い規律で仕事をしてもらいたいということで、登録制度というものを決定いたしました。今のところ、七月十五日までに登録ということなんですねけれども、第一弾の登録の状況では、やはり監査業務についてこれほど社会の关心を浴びて責任があるということで、自分はもう今後監査をやらないという会員がかなり出てきているということも事実でございます。

これは決して監査の市場から締め出すということではなくて、監査の責任の重要性ということを認識して、それに応える事務所がきちんと登録に応じていただいて、今後、登録された事務所がきちんと品質管理体制で業務を運営していく。もし問題があれば外部にも公表するし、さらに問題のある事務所については登録から外すというようなことも考えて、さらに一段と自主規制を強化していきたいというふうに思っております。

○M委員 ありがとうございました。

次に、ちょっと視点が変わりますが、監査報酬についてお伺いをしたいというふうに思います。

S会長さんの方にお伺いした方がいいと思いますけれども、会計監査事務の監査報酬ということは、監査を受ける側の会社の方から払ってもらっているということになっております。この構造が、本来は株式投資家等のために厳しい指摘をするべき立場にある会計監査人の独立性が阻害されている一つの原因なのではないかというような指摘があるというふうに思います。

この点、例えば上場会社については、上場する証券取引所が会社あるいは株主から一たんお金を徴収して、そこが配分する、報酬を払うというようなことをするという議論があるというふうに承知しております。そういう形で、もう少し第三者が公正な形で報酬を支払う制度にしたらどうだというような議論に対してどのような御所見をお持ちでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○S参考人 お答えいたします。

監査役協会は、最初にちょっと申し上げましたが、監査の実務、実際に監査につきましていろいろな制度ができますが、それを実務的に効果上がらしめるようなことの検討を主体にしています協会でございまして、現状を申し上げますと、今の報酬の件につきましては、会社法で報酬の同意権というのが与えられまして、実は、ことしの六月から、総会後の問題で、今各社では、その同意権に対してどう対応するんだということを鋭意検討している段階でございます。

今申されました、報酬自身をどこで決めるかとか、そういう理念といいますか制度といいますか、そういう問題につきましては、現在協会としては検討いたしておりません。そういう段階でございます。

○M委員 ちょっとつけ加えですけれども、例えば欧米の監査法人あるいは監査報酬の払い方ということと比較した場合に、日本における改善策というのを何かお考えのことがあればお聞かせ願いたいし、そうでなければ、今どういう話なのかということをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○S参考人 同意権につきまして、私の考え方を申し上げたいんです。

ちょっと話が横になりますが、我々監査役は監査役選任の同意権というのをもらっておりまして、昔は取締役が監査役候補を勝手に決めた。それに対しまして、現在は、株主総会に出す議案を事前に監査役会に同意を求めるというふうになっておりまして、その結果どういうことになったかといいますと、当初はやはり形式でしたが、去年、おととし、ことしなんかは特に、書面で同意をする。しかも、同意するとき、副産物としまして、今まで社長は、監査役はどういう人間がいいかとか、監査役に対する直接の関心というのは余りなかったわけです。それに対しまして、同意権ができたことによりまして、社長と監査役が、監査役というのはどういう人物が必要で、どういうことをやるんだというようなこ

とについての認識が非常に高まりました。そういう意味で、同意権というのは非常にそういう面では効果を発揮している。

今回の報酬につきましても、先ほど言いましたように、この同意権が有効に機能できるようなことを今各社各社でそれぞれ考えている、そういう段階でございます。

○M委員 ありがとうございます。

ちょっと話が飛んでしまって申しわけないんですが、時間がないものですから、最後にお二人に簡単に。

今回の法案の中で、新しく課徴金の話がございます。これが追加されたということで、いろいろな議論の中では、実は刑事罰ということも、これは先ほどF会長さんの方からもお話があったとおりでございまして、議論としてはあったんですが、今回課徴金ということで、行政処分というものに対する罰則の幅を広げるという意味でこういう形になってくるわけです。これに関してお二人から一言、御感想というか御所見があればお伺いしたいと思います。

○F参考人 課徴金につきましては、私どもは、今回刑事罰が見送られたということでおむを得ないというふうに考えております。

ただ、実際の適用に当たっては、課徴金が乱発をされるということになると、特に中小の事務所については、一般的には、過失があった場合には、監査報酬の一倍、除斥期間七年ということでございますので、かなり大きなダメージを与えて、存続がおかしくなるというようなことがあります。課徴金は戒告の前でもあるというような建前になつておりますので、そういう面で、課徴金が適正に運用されるようにお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○S参考人 監査という仕事の基本は、制度も大事でございますけれども、あくまで、監査する人間の仕事に対する使命感といいますか、それが基本になるんだろうと思います。

したがいまして、本来はそういう外部からの強制等がない方が望ましいと思いますけれども、ただ、度を過ぎした現象が出てきた段階におきましては、行政がある程度それを是正するという方向に動かれるのはやむを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○M委員 F会長そしてS会長、大変貴重な意見をありがとうございました。

私はこれで終わります。